

当面のスローガン

- 本年こそ「人権侵害救済法」を制定させよう!
- 狭山再審闘争の勝利をかちとろう!
- 続発する差別事件の糾弾を徹底しよう!



発行所
解放新聞和歌山支局

〒640-8314
和歌山市神前 405-3
TEL 073-473-2301
FAX 073-473-2302

発行責任者
藤本哲史

必要と判断したら……人推協交渉

和歌山県人権施策推進協議会（以下、「人推協」と）の交渉が7月10日、執行委員、事務局参加のもとアバローム紀の国でおこなわれた。「人推協」は、和歌山県副知事を代表とし、さまざまな人権問題の解決をはかるため各部署の連けいをはかり、総合的・計画的にとりくみを実施するために設置された全庁的な組織である。

昨年交渉で下副知事は「部落差別解消推進法をふまえた県条例については、改正も含めて検討していく」との回答を受け、この

一年議論をつづけてきたが具体的な結論がでていないまま今年の交渉となった。法施行後も差別事件は後を絶たず、ネット上でも「部落探訪」のよ



あいさつする藤本哲史・県連執行委員長

うな差別の垂れ流し状態がつづいている。県は今年からモニタリング事業をはじめ、削除依頼をかけている、国で規制してほしいと回答。県連執行部からは、差別のされっぱなしでいいのか、県が差別を規制する条例にとりく

条例制定で大きく前進

解放学校

7月7日、プラザホープで第64期県連解放学校を開催し、組織内のみならず行政を含め、100人を超える参加があった。

はじめに、宮本修作・書記長から第64期の運動方針をふまえた基調提案をうけ、つづいて「湯浅町部落差別をなくす条例について」湯浅町の小熊紀史・人権推進課長から説明をうけた。条例化の背景として、33年間の特措法のなかで住環境等一定の解消がされて

まないと市町村もできないと、差別撤廃にとりくむ県の姿勢、決意、覚悟を示し

第64期 県連解放学校



条例制定やモニタリングの重要性についてあいさつする藤本委員長

きたが、法期限後20件弱の差別事件が発生し、スマホの普及等で差別の形態も変わってきている。2017年に3件の差別事件が発生し、なかでも役場のまち・人調整会議のなかで大学教授が町の封筒に印刷された標語「なくそう差別みんな一つの輪になって」について、町に被差別地区があると思われるとの意図のもと取った方がいいと発言し、副町長含めその場の全員がそれは差別だと認識し抗議するも、聞き入れられなかった。また、大学の対応



湯浅町条例について説明する小熊課長

くしていかなければと思いを強くした。「推進法」に部落差別が現存する」とうたわれたことが大きな盾になって、この条例ができた。昨年10月からモニタリングも開始し、若い職員から差別の現状がよくわかったとの認識も広まり、この条例ができたことで終わりではなく、今後、条例改正



人推協の代表あいさつする下宏・副知事

てほしいと強く求めた。県は、実効性のある条例にするのは難しい、条例が必要と判断したらつくるし、条例ができたからといってすべて解決することはない、できるかどうかはいえないと消極的な回答で



和歌山市のモニタリング事業について説明する楠山副課長

も不誠実であり、最終的に謝罪したが部落があるとは分かったら「湯浅に移住する人がいなくなる」との思いをもっており、このような認識の教授が大学で教えていることに啓発の重要性を再認識し、部落差別をなくすのが責務であり、今年「部落差別」に特化して啓発を取り組んでいくと報告された。次に「和歌山市のモニタリング事業の成果と課題」として、楠山耕司・人権同和施策課副課長からインターネット上の人権侵害事件は、連鎖的に拡散され半永久的に残ること、匿名性を隠れ蓑に発信者が特定しにくく、規定や罰則がないため憶を超える差別書き込みが存在すること。また、湯浅町・県・紀の川市もモニタリング事業をはじめ、全国的に広がっているが、自治体単位での対応に限界がある。多くの自治体がモニタリングをする事で抑止力にもなるので、全国的に広がってほしいと報告された。終了後、第1回県委員会を開催し1日を終えた。

あった。今後は、県が条例の原案を早急に作成し、そのうえであらためて交渉をもつことを確認した。また、障がい者の法定雇用率水増しは、雇用すべきであるのに実際は雇用していなかったことが問題であることを指摘。自治体職員や教職員には一から部落問題研修をおこなうこと等を要求した。

頑健

6月28日、熊本地裁の「ハンセン病家族訴訟」で国が控訴を断念し、原告側の全面勝訴が確定した。国の全面的な責任が確定した元患者の集団訴訟（2001年）につづき、元患者たちの家族への責任も認められた。このニュースを知った若い頃、衝撃を受けた野村芳太郎監督の映画「砂の器」を思い出した。原作は松本清張で1961年まで新聞に連載され、映画は1971年に封切られた。「らい予防法」が存在し、元患者たちが強制隔離されていた時代である。鳥取県の海岸を親子の巡礼が彷徨するシーンを鮮明に覚えている▼さて、安倍首相は記者会見で「家族へのお詫び」を言いながら「判決内容に納得できない」と不満顔であった。判決は「厚生労働・法務・文部科学省」と「国会」の責任を厳しく指摘している。多分このことが気に入らないのだらう▼しかし、事実は国家の誤った方針で、多くの元患者たちや家族は、差別に晒され過酷な人生を強いられてきた。さらに「法」廃止後も「知らんぷり」されてきたのである▼今、あらためてスタートが切られた。国家が差別をつくり、放置してきた事実をふまえ、訴訟団に加わっていない家族も含めた「実態調査」の実施と「保障」、差別撤廃への「教育啓発」などを早急にすすめるなければならない。